

三重県水道広域化推進プラン等の検討業務委託 仕様書

1 委託業務名

三重県水道広域化推進プラン等の検討業務委託

2 委託契約期間（予定）

契約締結日から令和8年3月25日限り

ただし、業務期間中に各検討段階で必要となる資料等については、契約期間の途中であっても次の時期に提出を求めることとする。

- (1)各広域化パターンに係るシミュレーション条件案及び定性的な効果に関する資料について、令和6年10月31日までに提出すること。
- (2)中間報告書について、令和7年3月21日までに提出すること。

3 委託業務の目的

本業務は、令和5年3月に策定した三重県水道広域化推進プランに基づき、県が設定する広域化パターンについて、それぞれシミュレーションを行うとともに、その結果を基に、ブロックを設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示する三重県水道ビジョン（案）をとりまとめることを目的とする。

4 業務対象

県内56事業

（上水道事業：29事業、簡易水道事業：25事業、水道用水供給事業：2事業）

5 業務内容

(1) 打ち合わせ

業務打ち合わせは、業務着手時と中間（4回以上）、成果品納品時の計6回以上行うこととする。

(2) 三重県水道広域化推進プラン改定案のとりまとめ

本業務において実施した、現状分析、将来推計、広域化シミュレーションの結果を基に三重県水道広域化推進プラン改定案とその概要版を作成することとする。

プランの検討は「水道広域化推進プラン策定マニュアル」（平成31年3月29日付け総財営第32号薬生水発第0329第7号総務省自治財政局公営企業経営室長、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）に基づき行うこととする。

なお、プランは、三重県水道ビジョン（案）の策定に向けた検討内容を踏まえて、とりまとめることとする。

ア 資料の収集・提供業務

下記(ア)から(ウ)の資料等については、発注者から提供が可能である。なお、その他に必要となる資料については、追加で各水道事業者等へ受注者が調査を行うこととし、調査内容、調査方法については、事前に発注者と協議を行うこととする。

(ア) 三重県の水道概況

(イ) 地方公営企業決算概要(市町関係分)

(ウ) 各水道事業者等における以下の項目に係る現状等の情報

- a 水道ビジョン
- b 経営戦略
- c 水安全計画
- d 危機管理マニュアル策定状況
- e 災害時の連携体制(応援協定)
- f 職員構成
- g アセットマネジメントの実施状況
- h 広域化の状況

イ 現状分析と将来推計業務

現状分析は、以下の項目について、水道施設等を記載した水道施設の平面位置図及び水位高低図を作成し、標高等の自然条件等を可視化することで、地域特性、水源バランス及び水質課題等を把握・分析することとする。

将来見通しについては、現状分析を行った以下の項目について、50年先の将来推計を行うこととする。

現状分析と将来見通しの結果に基づき、各水道事業者における課題を整理し、水道事業者毎に診断カルテとしてとりまとめることとする。

(ア) 現状分析及び将来見直し行う項目

- a 自然・社会的条件に関すること
水道事業者の状況、 給水人口、 産業構造、 水需要
- b 水道事業のサービスの質に関すること
水安全計画の策定状況、 災害時の体制
- c 経営体制に関すること
職員の状況、 業務委託の状況、 広域化の状況
- d 施設等の状況に関すること
水源の状況、 給水能力、 施設等の状況、 管路の状況
耐震化計画の策定状況、 アセットマネジメントの実施状況
- e 経営指標に関すること
施設等更新費用、 給水収益(水道料金)、 その他支出、 その他収入
収益性の指標、 経営安全性の指標

(イ) 将来推計の方法

a 推計期間

50 年間とする。

b 需要量予測

各事業について給水人口及び給水量の需要量予測を行う。

需要量予測にあたっては、各事業で設定している既往計画（経営戦略、水道ビジョン等）等も勘案しつつ、設定する。

c 財政収支シミュレーション

合理的な試算条件を設定し、需要量予測に基づき財政収支シミュレーションを行う。なお、条件の設定等にあたっては、需要量予測と同様に既往計画等も勘案しつつ、設定する。また、各水道事業者の更新投資は、発注者が算出した「アセットマネジメント簡易支援ツール」による算定結果を基に、将来水需要の減少を加味したダウンサイジングや各事業体の既往計画を踏まえた見直しを行うこと。

ウ 広域化のシミュレーションと効果

以下のシミュレーションパターンについて、施設の共同設置・共同利用（施設の統廃合）、事務の広域的処理及び事業統合を行う場合の合理的な前提条件を設定した上で、パターン毎に財政収支シミュレーションを実施し、単独経営と比較したシミュレーション結果を提示する。併せて、専門人材の確保、技術水準の維持、災害時の体制強化など、様々な側面から定量的、定性的な効果を算出する。

なお、広域化の効果の定量化にあたっては、可能な限り客観的かつ根拠のある評価方法により算出すること。また、シミュレーションパターンを比較検討し、広域連携の方向性を整理する。

(ア) 施設の共同設置・共同利用に関するシミュレーション

a 施設の共同設置・共同利用に関する抽出と費用試算

各地域・事業者の特性や課題を踏まえ、想定される広域化パターンを、実現性や期待される効果を考慮して、提案することとする。なお、グループ（別記1）及びブロック（別記2）単位で検討することを基本とする。

各水道事業者が単独で行う場合と、広域連携により実施する場合を比較検討するとともに、水道の水源・供給範囲、河川などの地形等を考慮して、実現性の高いものを提案することとする。

(a) 水道施設の共同設置・共同利用（施設の統廃合）

(b) 緊急時連絡管の設置

b 企業団など官民連携水道事業会社による運営形態を導入した場合

c 県全域で一水道に事業統合した場合

(イ) 事務の広域的処理及び事業統合のシミュレーション

各水道事業体、グループ（別記1）及びブロック（別記2）の特性や課題を踏まえ、想定される広域化パターンを、実現性や期待される効果を考慮して提案することとする。

また、各水道事業体が単独で行う場合と、広域連携により実施する場合を比較検討するとともに、水道の水源・供給範囲、河川などの地形等を考慮して、実現性の高いものを提案することとする。

なお、発注者としては、次の4パターンの設定を想定している。

- a グループ（別記1）内における、事務の広域的処理について
- b ブロック（別記2）内での一水道への事業統合について
- c 企業団又は官民連携水道事業会社による運営形態の導入について
- d 県全域での一水道への事業統合について

エ 広域化に係る推進方針等の検討

本業務の実施結果に基づき、当面実施する具体的な取組やスケジュールを整理し、短期・中期・長期の段階的な目標やスケジュールを記載したロードマップを作成することとする。

発注者と協議の上、三重県水道広域化推進プランの改定案としてとりまとめることとする。

(3) 三重県水道ビジョンのとりまとめ

以下の項目を検討のうえ、「水道ビジョンの作成について」(平成26年3月19日付け健水発0319第5号)に基づき作成することとする。

作成にあたっては、三重県水道広域化推進プランの検討内容と整合を図り、必要に応じて水道広域化推進プランの改定案へも検討内容を反映することとする。

ア 水道事業の概要の整理

以下の項目について検討し、その結果をもとに三重県内の水道事業の概要をとりまとめることとする。

(ア) 策定の必要性や対象地域、計画期間・目標年度を設定する。

(イ) 水道ビジョン（水道整備基本構想）の策定経緯と位置付けを整理する。

(ウ) 統計資料等をもとに、三重県の地勢の概況（位置、面積、人口、地形、地盤、気象等）をとりまとめる。

(エ) 水道の普及状況、施設状況、職員数の推移及び施設管理体制等の水道の現況について、県全域及びブロック別にとりまとめる。

(オ) 「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標（PI）などの結果について

て、図表を用いながらわかりやすく表現し、記載する。

(カ) 上記(ア)～(オ)の検討結果をもとに、県が主催する会議で提案・調整を行い、水道ビジョンを策定する際の基本的な単位となるブロックを設定する。

なお、設定するブロックが(別記1)と異なる場合は、その理由を説明し、あらかじめ発注者と協議のうえ、ブロックを決定すること。

イ 水道事業の現状分析と将来見通し

水道広域化推進プランの検討内容と整合を図り、とりまとめることとする。

(ア) 給水実績についてとりまとめる。

(イ) 推計値をもとに将来の人口を設定した上で、目標年度における水需要に関する原単位を用途別・市町村別に推計し、将来の水需要量の推定を算出する。

ウ 課題の整理

(ア) 上記ア及びイの内容を踏まえ、現況評価の結果を整理することとする。その整理結果を基に、国の新水道ビジョンで掲げる「安全」、「強靱」、「持続」毎に検討し、ブロック毎の課題をとりまとめることとする。

(イ) 「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標(PI)などの結果について、図表を用いながらわかりやすく表現し、記載する。

エ 将来構想の設定

水道広域化推進プランの検討内容と整合を図り、とりまとめることとする。

(ア) 県内水道事業等における課題を踏まえ、「三重県水道広域化推進プラン」と相互に反映可能な記載とする。

(イ) 国の新水道ビジョンで掲げる「安全」「強靱」「持続」を根幹とした県内水道が目指すべき将来構想を検討・整理し、基本理念及び目標を、県全体及びブロック毎にとりまとめる。

オ 実現方策の検討

将来構想を具現化するための実現方策と、ロードマップをブロック毎にとりまとめることとする。

カ 「三重県水道ビジョン(案)」のとりまとめ

アからオまでの検討結果を「三重県水道ビジョン」としてとりまとめることとする。

キ フォローアップ

策定する「三重県水道ビジョン(案)」に基づいて実現方策を確実に進めるためのフォローアップの方法をとりまとめることとする。

(4) 会議等への対応業務

県が主催する水道事業者等が参加する会議において、会議の運営支援(会議資料作成、会議記録作成等)をするとともに、必要に応じて出席し、助言を行うこととする。

回数：年2回程度

(5) 成果品

ア 中間報告

(ア) 業務中間報告書 2部

(イ) 業務中間報告書(概要版) 2部+35部

業務中間報告書の概要をA3版4ページ程度に要約し作成すること。

(ウ) 上記報告書等の電子媒体(CD-R等) 2部

イ 最終報告

(ア) 業務最終報告書 2部

(イ) 業務最終報告書(概要版) 2部+35部

業務最終報告書の概要をA3版4ページ程度に要約し作成すること。

(ウ) 上記報告書等の電子媒体(CD-R等) 2部

ウ その他

報告書の体裁等必要な事項については、協議の上、決定することとし、本業務に係る文書や資料等は、原則として、Microsoft Word、Excel 又はPowerPoint で作成すること。

6 その他

(1) 受託者は、発注者が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。

(2) 本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないことであっても原則として受託者の負担とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めることとする。

(別記1) グループ

グループ	対象事業者
	企業庁、県内受水市町
	いなべ市、菰野町
	桑名市、四日市市、いなべ市、木曾岬町、東員町
	四日市市、川越町、朝日町
	四日市市、鈴鹿市、亀山市
	鈴鹿市、津市、亀山市
	津市、松阪市
	伊賀市、名張市
	松阪市、多気町、明和町
	伊勢市、明和町、玉城町、度会町
	伊勢市、鳥羽市、志摩市
	大台町、大紀町、南伊勢町
	尾鷲市、紀北町、大紀町
	熊野市、御浜町、紀宝町

全ての県水受水市町において、企業庁施設を活用した施設の共同設置・共同利用(施設の統廃合)を検討することとする。

検討過程で、上表と異なるグループ分けでの提案を行う場合は、事前に発注者と協議を行うこととする。

(別記2) ブロック

ブロック	対象事業者
北勢地域	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中南勢地域	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀地域	名張市、伊賀市
東紀州地域	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

北勢地域、中南勢地域、伊勢志摩地域については、企業庁を含めた場合と企業庁を含めない場合の検討を行うこと。